

## 障害になったとき ～ 障害基礎年金について ～

国民年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級 障害者手帳※の等級ではありません)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○平成30年4月分からの年金額(定額) 【1級】974,125円+子の加算  
【2級】779,300円+子の加算



障害基礎年金を受けるためには初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている必要があります。

- (1)20歳前に初診日があること
- (2)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (3)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※老齢基礎年金を繰り上げて請求している人は事後重症などによる障害基礎年金を請求することができなくなります。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166 平日 8時30分～17時15分

## 第70回 人権週間

昭和23年(1948年)第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年で採択70周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第70回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

世界人権宣言70周年

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権問題や悩み事などでお困りの人は、人権擁護委員または最寄りの法務局・法務局支局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

○町の人権擁護委員は次の皆さんです。(敬称略)

大橋 和義、田中 敬一、野村 亮温、  
西脇シゲ子、岩永 順子、河合 政子、  
日比 勝、高木 和子

○町では人権相談窓口を開設しています。

日 時：毎月第1・第3水曜日 13時～16時  
場 所：高田79-2  
町老人福祉センター 2階 生活相談室  
町社会福祉協議会 ☎34-3504

問 大垣人権擁護委員協議会 ☎78-3347 住民人権課 ☎32-1104